

令和 7 年 3 月

組合員の皆さまへ

大阪府電設工業健康保険組合

健康保険法の一部改正について(お知らせ)

日頃は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、健康保険法の一部改正について下記のとおりお知らせいたします。

記

現物給与の価額の一部改正について

令和 7 年 4 月 1 日に報酬、賞与又は賃金のうち金銭又は通貨以外のもので払われる
現物給与の価額の一部が改正されます。

改正箇所については、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」を参照してください。

この改正に伴う現物給与の価額変更は、固定的賃金の変更があったものとみなされますので、
現物給与のある被保険者で標準報酬月額に 2 等級以上の変動が生じた場合は、「被保険者報酬
月額変更届」を提出していただきますようお願いいたします。

- * 「健康保険法の一部改正について(お知らせ)」及び「厚生労働大臣が定める
現物給与の価額」(改正箇所を赤字で表示したもの)は、当健康保険組合ホーム
ページの『お知らせ』に掲載しています。
- * ご案内等の送付を希望される場合やご不明な点がございましたら、健康保険
組合業務課までお問い合わせください。

大阪府電設工業健康保険組合 業務課
TEL : 0 6 - 6 3 8 5 - 2 8 5 1